

大田市告示第160号

大田市要安全確認計画記載建築物耐震診断事業補助金交付要綱（平成31年大田市告示第55号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月9日

大田市長 楫野弘和

第5条第2項中「に6分の5を乗じて得た額」を「以内」に改める。

第6条中第11号を第12号とし、第1号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書

様式第1号別紙1中「

項目	事業費	補助基本額	交付申請額 ($B = A \times 5/6$)	交付申請額 (C)
耐震診断費				

」を「

項目	事業費	補助基本額	交付申請額
耐震診断費			

」に、「2(ス)」を「2(セ)」に改め、同様式別紙2中「

- (1) 現況写真（補助対象建築物、周囲の状況がわかるもの）
(2) 付近見取図
(3) 現況配置図及び現況平面図（補助対象建築物について、建築確認年月日、面積及び補助対象部分を明示すること。）
(4) 建築物の高さと緊急輸送道路からの距離の関係及び道路幅員が確認できる図面（現況立面図、現況断面図）
(5) 補助対象部分が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたことを証する書類
(6) 昭和56年6月1日以降の増改築の状況を証する書類
(7) 当該建築物の所有者であることを証する書面（登記事項証明書等）
(8) 当該建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面

(申請者が区分所有者の代表者である場合は、代表者であることが確認できる書類及び耐震診断の実施に係る総会の議決書並びに管理規約の写し等)

(9) 事業費の根拠となる書類 (見積書、積算書等)

(10) 市税等の滞納がない旨を証明する書類

(11) その他市長が必要と認める書類

」を「

(1) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であること
の確認書

(2) 現況写真 (補助対象建築物、周囲の状況がわかるもの)

(3) 付近見取図

(4) 現況配置図及び現況平面図 (補助対象建築物について、建築確認年月日、面積及び補助対象部分を明示すること。)

(5) 建築物の高さと緊急輸送道路からの距離の関係及び道路幅員が確認できる図面 (現況立面図、現況断面図)

(6) 補助対象部分が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたことを証する書類

(7) 昭和56年6月1日以降の増改築の状況を証する書類

(8) 当該建築物の所有者であることを証する書面 (登記事項証明書等)

(9) 当該建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面
(申請者が区分所有者の代表者である場合は、代表者であることが確認できる書類及び耐震診断の実施に係る総会の議決書並びに管理規約の写し等)

(10) 事業費の根拠となる書類 (見積書、積算書等)

(11) 市税等の滞納がない旨を証明する書類

(12) その他市長が必要と認める書類

」に改める。

附 則

この告示は、令和3年7月9日から施行する。